

職員の任用に関する規則及び人事記録の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 30 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 6 号

職員の任用に関する規則及び人事記録の管理に関する規則の一部を改正する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の任用に関する規則 (昭和32年岩手県人事委員会規則第12号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第 1 条 この規則は、地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第 8 条第 3 項及び第 5 項、第 17 条から <u>第 22 条</u> まで並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令 (昭和31年政令第 221 号) 第 7 条の規定に基づき、職員の任用に関し必要な事項を定めるものとする。 (試験及び選考の実施機関) 第 7 条 [略] 2 人事委員会は、各任命権者に対し、第 14 条に規定する選考により採用することができる職のうち次に掲げる職への採用についての選考を実施する権限を委任する。 (1) [略] (2) 第 14 条第 5 号から <u>第 9 号</u> までの規定に該当する職 (選考により採用することができる職) 第 14 条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によることができる。 (1)～(9) [略] (10) [略] (条件付採用の期間の延長) 第 33 条 [略] 2～4 [略] (臨時的任用を行うことができる場合) 第 34 条 任命権者は、次に掲げる場合においては、現に職員でない者を臨時的に任用することができる。この場合においては、 <u>法第 22 条第 2 項</u> に規定する人事委員会の承認があったも	(趣旨) 第 1 条 この規則は、地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第 8 条第 3 項及び第 5 項、第 17 条から <u>第 22 条の 3</u> まで並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令 (昭和31年政令第 221 号) 第 7 条の規定に基づき、職員の任用に関し必要な事項を定めるものとする。 (試験及び選考の実施機関) 第 7 条 [略] 2 人事委員会は、各任命権者に対し、第 14 条に規定する選考により採用することができる職のうち次に掲げる職への採用についての選考を実施する権限を委任する。 (1) [略] (2) 第 14 条第 5 号から <u>第 10 号</u> までの規定に該当する職 (選考により採用することができる職) 第 14 条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によることができる。 (1)～(9) [略] <u>(10) 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用の職</u> (11) [略] (条件付採用の期間の延長) 第 33 条 [略] 2～4 [略] <u>5 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項及び前項の規定の適用については、第 1 項中「6 月間」とあるのは「1 月間」と、「90 日」とあるのは「15 日」と、前項中「条件付採用期間の開始の日から 1 年」とあるのは「当該職員の任期」とする。</u> (臨時的任用を行うことができる場合) 第 34 条 任命権者は、 <u>常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次に掲げる場合に該当するときは</u> 、現に職員でない者を臨時的に任用することができる。この場合においては

のとみなす。	、 <u>法第22条の3第1項</u> に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(臨時的任用の期間の更新)	(臨時的任用の期間の更新)
第35条 臨時的任用の期間は、6月を超えない期間で更新することができる。この場合においては、 <u>法第22条第2項</u> に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。	第35条 臨時的任用の期間は、6月を超えない期間で更新することができる。この場合においては、 <u>法第22条の3第1項</u> に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(人事記録の管理に関する規則の一部改正)

第2条 人事記録の管理に関する規則(昭和41年岩手県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(<u>非常勤職員及び臨時的任用職員</u> についての特例)	(<u>非常勤職員等</u> についての特例)
第12条 非常勤職員及び臨時的任用職員の履歴カードの記載事項及び様式並びにその附属書類の範囲並びに人事記録の保管期間については、第3条、第4条、第7条第1項及び第8条の規定にかかわらず、任命権者が定める。	第12条 非常勤職員、 <u>会計年度任用職員</u> 及び臨時的任用職員の履歴カードの記載事項及び様式並びにその附属書類の範囲並びに人事記録の保管期間については、第3条、第4条、第7条第1項及び第8条の規定にかかわらず、任命権者が定める。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。